

令和4年度  
包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

令和5年3月  
山口県包括外部監査人  
森 永 晃 仁

## 目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
（1） 部署及び所管課	2
（2） 関連する出先機関及び財政的援助団体等	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 外部監査の方法	3
（1） 監査要点	3
（2） 主な監査手続	3
8. 包括外部監査人及び監査補助者	3
9. 利害関係	4
第2 外部監査対象の概要	5
1. 令和3年度デジタル化関連事業予算の概要	5
2. 監査対象事業	6
（1） 監査対象事業の選定方法	6
（2） 事前ヒアリング	6
（3） 監査対象事業の一覧	7
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	10
1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準	10
2. 指摘事項及び意見の件数	10
3. 指摘事項及び意見の項目一覧	13
4. 指摘事項及び意見の総評	19
（1） はじめに	19
（2） 指摘事項及び意見の要約	20
（3） おわりに	25

**【数値について】**

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

**【法人格の表記について】**

- ・報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[一般財団法人：（一財）、一般社団法人：（一社）等]

**【事業名の表記について】**

- ・No. 1-1～1-3は、令和3年11月1日にやまぐちDX推進拠点を開設しており、本年度の包括外部監査の実施期間においては正式に発足しているが、当該開設日以前の事業名である「（仮称）」と表記している。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

本県において、最初に新型コロナウイルスが確認されてから2年以上が経過したが、この新たなウイルスの出現は、県民の日常生活をはじめ、企業等の経済活動の在り方にも多大な影響を及ぼし、大きな変化をもたらした。具体的には、従来の接触型・対面型から、感染防止対策を念頭に置いた非接触型・非対面型への転換が図られた。そして、その過程では様々な面でデジタル技術が導入され、キャッシュレス決済やテレワーク、オンライン会議等が急速に普及した。すなわち、これらの社会経済基盤の構造的な変革は、デジタル化の推進（デジタル技術の活用）によって支えられていると言える。

一般的にデジタル化とは、企業等において、既存の業務の効率化や合理化を図ることを目的にデジタル技術を活用することであるとも言われるが、地方自治体の行政サービスにおいても同様に推進されるべきである。この点は、我が国でも総務省が「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を令和2年12月25日に策定し、主導的に地方自治体のデジタル化を推進する各種施策に取り組んでいることから明らかである。

翻って、本県におけるデジタル化の推進状況を見てみると、「やまぐちデジタル改革基本方針」を令和3年3月に策定し、改革の意義として、「県民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、これまでよりも豊かで安心・安全に暮らすことができる山口県の未来を目指して、国の取組にも呼応しながら、本県ならではのデジタル改革を、強力に、そしてスピード感を持って推進していく。」としている。また、県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」において、県づくりの基本目標として「活力みなぎる山口県」の実現を掲げているが、デジタル化を手段として、最終的には関連する制度や施策、組織の在り方なども併せて変革することで社会全体のDXを通じて、地域課題の解決と新たな価値の創造によって、より質の高い「活力みなぎる山口県」の実現を目指している。

このように、本県におけるデジタル化の推進は、県民の利便性を向上させ、また、業務の効率化によって得られた人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることも可能としており、県民一人ひとりのニーズに合ったサービスが展開されていく中で、多くの県民が関心を寄せる分野であると考えられる。

以上のような状況に鑑みて、合規性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）  
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### 5. 外部監査対象機関

##### (1) 部署及び所管課

部局	所管課
総合企画部	デジタル推進局デジタル政策課、デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課、政策企画課、中山間地域づくり推進課
環境生活部	環境政策課
健康福祉部	長寿社会課、こども・子育て応援局こども家庭課
観光スポーツ文化部	インバウンド推進室、交通政策課
農林水産部	農林水産政策課、ぶちうまやまぐち推進課、農業振興課、森林企画課、森林整備課、水産振興課
土木建築部	技術管理課、道路整備課、河川課
企業局	電気工水課
教育庁	教育政策課、教職員課

##### (2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等

部局	出先機関及び財政的援助団体等の名称
総合企画部	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団
観光スポーツ文化部	一般社団法人山口県観光連盟
農林水産部	農林総合技術センター、山口農林水産事務所、美祢農林水産事務所、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会
土木建築部	周南土木建築事務所
教育庁	やまぐち総合教育支援センター、山口県立防府商工高等学校、山口県立山口農業高等学校、山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）

## 6. 外部監査の実施期間

令和4年4月5日から令和5年2月16日まで

## 7. 外部監査の方法

### (1) 監査要点

#### ① 合規性

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

#### ② 有効性・経済性・効率性

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか、また、経済性や効率性に配慮して執行されているか。

### (2) 主な監査手続

① 実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

② 財務事務の執行（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

## 8. 包括外部監査人及び監査補助者

区 分	資 格	氏 名
包 括 外 部 監 査 人	公 認 会 計 士	森 永 晃 仁
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	品 川 充 洋
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	村 田 治 子
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	花 井 宏 行
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	天 羽 亮 介
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	上 條 玲
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	蘭 顕 紹
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	渡 辺 真 弓
監 査 補 助 者	公 認 会 計 士	崎 西 明 子

## 9. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査対象の概要

### 1. 令和3年度デジタル化関連事業予算の概要

本県の総合計画である、やまぐち維新プラン重点施策別のデジタル化関連事業予算の概要は以下のとおりである（予算額は、令和3年度当初予算以外に令和3年2月補正予算等の事業を含んでいる）。

（単位：千円）

維新プランの分類・重点施策	デジタル化関連事業予算額
<b>産業維新</b>	<b>1,163,516</b>
1. 時代を勝ち抜く産業力強化	17,635
2. 次代を切り拓く成長産業発展	249,125
3. 中堅・中小企業の「底力」発揮	671,399
4. 強い農林水産業育成	225,357
<b>大交流維新</b>	<b>549,194</b>
5. 交流を拡げる基盤整備	51,460
6. 選ばれる観光目的地やまぐち実現	92,544
7. 国内外での新たな市場開拓	168,690
8. やまぐちへの人の還流・移住・定住促進	236,500
<b>生活維新</b>	<b>3,746,663</b>
9. 結婚、妊娠・出産、子育て応援	144,420
10. やまぐち働き方改革推進	168,300
11. 快適な暮らしづくり推進	326,915
12. 新時代を創造する人材育成	2,732,549
13. 人を豊かにする環境づくり推進	115,140
14. 誰もがいきいきと輝く地域社会実現	2,484
15. 安心の医療・介護充実	66,831
16. 県民一斉健康づくり	8,406
17. 災害に強い県づくり推進	139,974
18. 暮らしの安心・安全確保	8,644
19. 人口減少社会を生き抜く地域づくり	33,000
<b>共通</b>	<b>1,801,584</b>
<b>再掲（重複）除く</b>	<b>△492,248</b>
<b>合計</b>	<b>6,768,709</b>



なお、参考までに、上記のデジタル化関連事業予算額が令和3年度一般会計当初予算額に占める割合を示すと以下のとおりである。

項目	金額及び割合
(A) デジタル化関連事業予算額	6,768,709 千円
(B) 令和3年度一般会計当初予算額	752,892,957 千円
(A) / (B) による割合	0.89%

## 2. 監査対象事業

### (1) 監査対象事業の選定方法

「令和3年度デジタル化関連事業一覧（維新プラン重点施策別）」から、事前ヒアリングを行い（下記（2）参照）、事業内容や予算規模10百万円以上の質的かつ量的重要性を鑑みて監査対象事業を選定した。なお、令和3年度（昨年度）の包括外部監査で監査対象部局とした産業戦略部及び商工労働部の所管事業については除外した。

### (2) 事前ヒアリング

事業選定に際して実施した主な事前ヒアリングの概要は以下のとおりである。

主な事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
担当部局	監査対象機関の確認
事業の概要	事業実施の背景、事業目的（達成時期）、目指すべき将来像、事業内容等の把握
事業の実施主体	財務事務手続きの実施主体の確認（本庁又は出先機関での執行や令達先の確認等）
令和3年度の取り組みと成果の概要	令和3年度の具体的な事業の取り組み内容及び得られた成果の確認
関連する県の計画や基本方針等	県の総合計画や個別計画等との関連性を確認
予算額及び決算額	事業の量的規模、主要な項目（節）の把握
事業の財源内訳	一般財源の占める割合等を把握

### (3) 監査対象事業の一覧

上記(1)及び(2)を踏まえ、監査対象事業は以下に示したNo. 1からNo. 27に至る40事業(枝番含む)である。

(単位：千円)

所管部署			
No.	所管課等	事業名	当初予算額 (注1)
<b>I 総合企画部</b>			
1	デジタル政策課	やまぐちDX推進事業	544,600
1-1	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営事業	271,800
1-2		山口県版クラウド「Y-Cloud(仮称)」構築事業	125,800
1-3		「山口県データプラットフォーム(仮称)」構築事業	32,000
1-4		DX推進官民協働フォーラム創設事業	10,000
1-5		オープンイノベーション創出事業	30,000
1-6		シビックテック推進事業	10,000
1-7		データドリブン推進事業	23,000
1-8		AI人材育成プログラム推進事業	22,000
1-9		DXリーダー育成事業	10,000
1-10		政策企画課	若者層の育成
2	デジタル政策課		17,760
2-1	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	未来技術活用推進事業	17,760
3	デジタル・ガバメント推進課	デジタル・ガバメント構築推進事業	1,176,341
4		県・市町RPA等共同利用推進事業	18,260
5		RPA等活用推進事業	21,495
6	中山間地域づくり推進課	テレワーク移住支援事業	15,000
<b>II 環境生活部</b>			
7	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業	271,545
8		EVによる分散型エネルギー活用推進	15,120

所管部署			
No.	所管課等	事業名	当初予算額 (注1)
		事業	
<b>Ⅲ 健康福祉部</b>			
9	長寿社会課	介護事業所 I C T 導入推進事業	57,000
10	こども家庭課	つながるやまぐち S N S 相談事業	27,935
<b>Ⅳ 観光スポーツ文化部</b>			
11	インバウンド推進室	デジタルプラットフォーム活用による 観光周遊促進事業	32,844
11-1	(一社) 山口県観光 連盟		32,660
12	交通政策課	交通系 I C カード整備促進事業	33,950
<b>Ⅴ 農林水産部</b>			
13	農林水産政策課 (農 林総合技術センタ ー)	次代を切り拓くスマート農林漁業研究 開発事業	68,483
14	ぶちうまやまぐち推 進課	やまぐちの農林水産物デジタル販促推 進事業	39,025
14-1	やまぐちの農林水産 物需要拡大協議会		39,025
15	農業振興課	スマート農業実装加速化事業	20,168
16		やまぐち「農の継活」スタートアップ 推進事業	22,000
17	森林企画課 (山口農 林水産事務所、美祢 農林水産事務所)	林業労働環境デジタル化推進事業	15,000
18	森林整備課 (美祢農 林水産事務所)	やまぐちスマート林業実装チャレンジ 事業	36,000
19	水産振興課	スマート水産業社会実装推進事業	11,000
<b>Ⅵ 土木建築部</b>			
20	技術管理課	建設 D X 加速化事業	20,000
21		建設 I C T 導入普及推進事業	12,070
22	道路整備課	A I によるインフラ点検・診断システ ム活用推進事業	29,974
23		高度なインフラ監視・点検事業	50,000

所管部署			
No.	所管課等	事業名	当初予算額 (注1)
24	河川課（周南土木建築事務所）	高度なインフラ監視・点検事業	40,000
<b>VII 企業局</b>			
25	電気工水課	デジタル技術導入推進事業	11,000
<b>VIII 教育庁</b>			
26	教育政策課（県立学校（注2））	デジタル化対応産業教育装置整備事業	1,572,734
27	教職員課（やまぐち総合教育支援センター）	I C Tを活用した新たな学び推進事業	17,718
合計（No.のうち、枝番事業除く）			4,197,022

（注1）当初予算額は令和2年度繰越予算や令和3年2月補正予算を含む。

（注2）令達先である県立学校（3校）を対象とした（「第1 外部監査の概要 5. 外部監査対象機関 （2）関連する出先機関及び財政的援助団体等」を参照）。

### 第3 外部監査の結果及び意見（概要）

#### 1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	指摘以外で監査対象の合理化等のために是正改善や問題提議するべきと判断した事項

#### 2. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項（21件）及び意見（61件）の各事業別件数は下表のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

（単位：件）

所管部署				
No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
<b>I 総合企画部</b>				
1	デジタル政策課	やまぐちDX推進事業	1	1
1-1	(一財)山口県デジタル技術振興財団	「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業	1	2
1-2	(一財)山口県デジタル技術振興財団	山口県版クラウド「Y-C1oud（仮称）」構築事業	1 (注1)	2
1-3	(一財)山口県デジタル技術振興財団	「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業	1 (注1)	2
1-4	(一財)山口県デジタル技術振興財団	DX推進官民協働フォーラム創設事業	1 (注1)	2
1-5	(一財)山口県デジタル技術振興財団	オープンイノベーション創出事業	—	3
1-6	(一財)山口県デジタル技術振興財団	シビックテック推進事業	1	3
1-7	(一財)山口県デジタル技術振興財団	データドリブン推進事業	1 (注1)	2
1-8	(一財)山口県デジタル技術振興財団	AI人材育成プログラム推進事業	—	4
1-9	(一財)山口県デジタル技術振興財団	DXリーダー育成事業	—	2
1-10	政策企画課	若者層の育成	3	1

所管部署				
No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
3	デジタル・ガバメント推進課	デジタル・ガバメント構築推進事業	2	—
4	デジタル・ガバメント推進課	県・市町RPA等共同利用推進事業	—	1
5	デジタル・ガバメント推進課	RPA等活用推進事業	—	2
6	中山間地域づくり推進課	テレワーク移住支援事業	—	1
<b>II 環境生活部</b>				
7	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業	—	1
<b>III 健康福祉部</b>				
9	長寿社会課	介護事業所ICT導入推進事業	3	1
10	こども家庭課	つながるやまぐちSNS相談事業	—	2
<b>IV 観光スポーツ文化部</b>				
11	インバウンド推進室	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業	—	2
11-1	(一社)山口県観光連盟	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業	1	—
12	交通政策課	交通系ICカード整備促進事業	—	2
<b>V 農林水産部</b>				
13	農林水産政策課(農林総合技術センター)	次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業	3	2
14	ぶちうまやまぐち推進課	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	—	4
14-1	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	—	1
15	農業振興課	スマート農業実装加速化事業	—	1
16	農業振興課	やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業	1	1
17	森林企画課(山口農	林業労働環境デジタル化推進事	—	2

所管部署				
No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
	林水産事務所、美祢農林水産事務所)	業		
18	森林整備課（美祢農林水産事務所）	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業	1	3
19	水産振興課	スマート水産業社会実装推進事業	—	2
<b>VI 土木建築部</b>				
21	技術管理課	建設ICT導入普及推進事業	1	—
22	道路整備課	AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業	1	—
23	道路整備課	高度なインフラ監視・点検事業	—	1
24	河川課（周南土木建築事務所）	高度なインフラ監視・点検事業	—	2
<b>VII 企業局</b>				
25	電気工水課	デジタル技術導入推進事業	1	2
<b>VIII 教育庁</b>				
26	教育政策課（県立防府商工高等学校、県立山口農業高等学校、県立大津緑洋高等学校（水産校舎））	デジタル化対応産業教育装置整備事業	1	3
27	教職員課（やまぐち総合教育支援センター）	ICTを活用した新たな学び推進事業	—	1
監査対象事業の単純合計			25	61
監査対象事業の合計（上記（注1）再掲除く）			21	61

（注1）監査対象に細分化した各事業単位では指摘事項として抽出したが、No. 1-1 指摘事項と同一内容であり、再掲の意味で表記した。

### 3. 指摘事項及び意見の項目一覧

指摘事項及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（詳細は、別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照）。

No.	事業名	区分	項目
1	やまぐちDX推進事業	指摘事項	消費税等額の確定に伴う報告書の提出について（合規性）
		意見	デジタル改革の進行管理について（有効性、経済性・効率性）
1-1	やまぐちDX推進事業 「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業	指摘事項	再委託の承認審査について（経済性・効率性）
		意見	DX推進の啓発強化について（有効性）
		意見	DXコンサルタントの育成について（有効性）
1-2	やまぐちDX推進事業 山口県版クラウド「Y-Cloud（仮称）」構築事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	Y-Cloudのランニングコストについて（経済性・効率性）
		意見	Y-Cloudの利用促進について（有効性）
1-3	やまぐちDX推進事業 「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	山口県DPのランニングコストについて（経済性・効率性）
		意見	山口県DPの利用促進について（有効性）
1-4	やまぐちDX推進事業 DX推進官民協働フォーラム創設事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	契約変更時の見積りに関して（経済性・効率性）
		意見	今後の事業推進について（有効性）
1-5	やまぐちDX推進事業 オープンイノベーション創出事業	意見	事業目的達成指標について（有効性、経済性・効率性）
		意見	オープンイノベーション応募件数について（有効性、経済性・効率性）
		意見	提案選考基準の評価について（有効性）
1-6	やまぐちDX推進事業	指摘事項	開発支援金の使用明細根拠の徴収に



No.	事業名	区分	項目
	シビックテック推進事業		について（合規性）
		意見	開発支援金の支出方法について（合規性）
		意見	シビックテックの活性化について（有効性）
		意見	見積書の検討について（経済性・効率性）
1-7	やまぐちDX推進事業 データドリブン推進事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	グループ企業間の再委託について（合規性、経済性・効率性）
		意見	委託先の選定過程について（有効性）
1-8	やまぐちDX推進事業 AI人材育成プログラム推進事業	意見	委託業務の作業工数確認について（経済性・効率性）
		意見	委託の効果測定指標について（有効性）
		意見	AI学習講座の受講者拡充について（有効性）
		意見	人材育成と県内課題解決との関係について（有効性）
1-9	やまぐちDX推進事業 DXリーダー育成事業	意見	全市町へのDXリーダー配置について（有効性）
		意見	研修成果活用状況の把握について（有効性）
1-10	やまぐちDX推進事業 若者層の育成	指摘事項	再委託の承認審査について（合規性、経済性・効率性）
		指摘事項	検査調書について（合規性）
		指摘事項	成果品について（合規性）
		意見	目指すべき将来像について（有効性）
2	未来技術活用推進事業	—	該当なし
2-1	未来技術活用推進事業	—	該当なし
3	デジタル・ガバメント構築 推進事業	指摘事項	長期継続契約に係る契約書作成について（合規性）
		指摘事項	長期継続契約に係る一括支払いについて（合規性）

No.	事業名	区分	項目
4	県・市町 R P A 等共同利用 推進事業	意見	再委託業務の範囲について（経済性・ 効率性）
5	R P A 等活用推進事業	意見	概算見積書の評価について（経済性・ 効率性）
		意見	事業の評価について（有効性）
6	テレワーク移住支援事業	意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
7	ぶちエコやまぐち C O <sub>2</sub> 削 減加速化事業	意見	ぶちエコアプリの今後の活用につい て（有効性）
8	E V による分散型エネルギ ー活用推進事業	—	該当なし
9	介護事業所 I C T 導入推進 事業	指摘事項	補助金額の確定について－①（合規 性）
		指摘事項	補助金額の確定について－②（合規 性）
		指摘事項	補助金額の確定について－③（合規 性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
10	つながるやまぐち S N S 相 談事業	意見	再委託業務の範囲について（経済性・ 効率性）
		意見	プロポーザル審査について（有効性）
11	デジタルプラットフォーム 活用による観光周遊促進事 業	意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
		意見	非公募の補助金交付先の選定につい て（有効性）
11－1	デジタルプラットフォーム 活用による観光周遊促進事 業	指摘事項	再委託の承認手続きについて（合規 性）
12	交通系 I C カード整備促進 事業	意見	補助金交付後の路線バスのモニタリ ングについて（合規性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
13	次代を切り拓くスマート農	指摘事項	仕様書の明確化について（合規性、経

No.	事業名	区分	項目
	林漁業研究開発事業		済性・効率性)
		指摘事項	単独随意契約における再委託の合理性について(合規性、経済性・効率性)
		指摘事項	見積書の内容確認について(有効性、経済性・効率性)
		意見	通信型マルドリシステムの普及について(有効性)
		意見	Evo. マスターの普及について(有効性)
14	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	意見	ぶちうまアプリの出口戦略について(経済性・効率性)
		意見	ぶちうまアプリと県産品消費拡大の関係について(有効性)
		意見	ぶちうまアプリの効果測定指標について(有効性)
		意見	協議会における県の関与について(経済性・効率性)
14-1	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	意見	非公募の補助金交付先の選定手続きについて(有効性)
15	スマート農業実装加速化事業	意見	収支報告書の税込記載について(有効性)
16	やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業	指摘事項	仕様書の記載について(経済性・効率性)
		意見	作成公表したウェブサイトの活用及び情報の有用性について(有効性)
17	林業労働環境デジタル化推進事業	意見	当初予算額の精緻化について(有効性、経済性・効率性)
		意見	補助金の効果測定指標について(有効性)
18	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業	指摘事項	単独随意契約における再委託の合理性について(合規性、経済性・効率性)
		意見	補助金等の交付事務に係るチェックシートについて(有効性)
		意見	事業目的の達成指標について(有効

No.	事業名	区分	項目
			性)
		意見	当初予算額の精緻化について（有効性、経済性・効率性）
19	スマート水産業社会実装推進事業	意見	実績報告（収支報告）の評価について（経済性・効率性）
		意見	仕様書の業務内容について（合规性、有効性）
20	建設DX加速化事業	—	該当なし
21	建設ICT導入普及推進事業	指摘事項	起案書の記載様式について（合规性、有効性）
22	AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業	指摘事項	再委託の承認審査について（合规性）
23	高度なインフラ監視・点検事業（道路整備課）	意見	委託成果の利活用について（有効性）
24	高度なインフラ監視・点検事業（河川課）	意見	再委託の承認審査について（経済性・効率性）
		意見	見積価格と落札価格の乖離について（有効性）
25	デジタル技術導入推進事業	指摘事項	再委託の承認審査について（経済性・効率性）
		意見	再委託業務の範囲について（経済性・効率性）
		意見	プロポーザル審査について（有効性）
26	デジタル化対応産業教育装置整備事業	指摘事項	県立山口農業高等学校 起案書の記載様式について（合规性、有効性）
		意見	県立大津緑洋高等学校（水産校舎） デジタル化対応産業教育装置の有効利用について（有効性）
		意見	県立大津緑洋高等学校（水産校舎） 見積価格と落札価格の乖離について（有効性）
		意見	県立大津緑洋高等学校（水産校舎） やまぐちデジタル改革基本方針との関連性について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
27	I C Tを活用した新たな学び推進事業	意見	教育プログラムの周知及び活用について（有効性）

（注1） 監査対象に細分化した各事業単位では指摘事項として抽出したが、No. 1－1 指摘事項と同一内容であり、再掲の意味で表記した。

#### 4. 指摘事項及び意見の総評

##### (1) はじめに

総務省は、政府が掲げるデジタル社会の実現に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進しており、その中で自治体におけるDX推進の意義として、「住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要」と示している。DXへの取り組み自体は先進的な内容であり、特に、コロナ禍を通じてデジタル行政の遅れが浮き彫りとなる中で、行政サービスの質の向上を図るうえで、一層その重要性が増している点を踏まえると、本県のデジタル改革基本方針にあるとおり、デジタル化は、単なる情報技術の導入ではなく、関連する制度や施策、組織の在り方なども併せて変革しなければならない。また、デジタル化は、社会変容をもたらし、それが、将来に見据える「Society5.0」を実現していく力となる点で推進する意義がある。

一方で、県として新たな取り組みも多く、仮設の検証により課題を抽出するべく、スピード感を持って試行錯誤した面も窺えた。また、それ自体を否定するものではないが、結果的に、迅速かつ柔軟な対応の反面、主に経済性の点で御座なりとなった印象の事業もあった。デジタル化の推進は、アジャイルな手法により、ビジョン達成に向けて事業の結果が良くも悪くも、それらを成果として今後活かす材料となることは間違いない。しかしながら、公金を使用する県の事業として、どこまでそれが肯定されるべきなのかとの問題意識を持ったことも事実であり、包括外部監査の視点では、経済性への配慮（検証）も重要と考える。さらに、デジタル化という概念は、まだまだ県民に浸透しているとは言えず、依然として個々人や各企業のデジタルリテラシーに左右される状況である。即ち、一部の者が継続してメリットを享受するようになってしまえば、県民に対する事業効果の発現（有効性）にも疑問が生じることとなる。したがって、改めて、本県の推進するデジタル化施策は、行政手続き面に限らず、また、単なる情報技術の導入に止まることなく、社会変容によって県民の暮らしが一層良くなるもの、住民サービスの向上に繋がるものとして、施策の意義を県民と共有することを念頭に置くことが重要である。

本年度、デジタル化推進施策について、本庁（出先機関を含む）や財政的援助団体等で令和3年度に取り組んだ事業を包括外部監査の対象とした。多くの事業で、各部局が事業ごとに目指すべき将来像を示し、デジタル化の推進が果たす役割を意識している点は理解できた。しかしながら、新規の取り組みである点も影響したのか、今後の展望に向けた課題や事務手続きにおける不備等も見受けられた。また、実態としては、同じ庁内組織でありながら、部局間でDXに取り組む意識の温度差を感じざるを得ない状況でもあった。特に、私見ではあるが、デジタル化の推進に際して、旗振り役となっている総合企画部とその他の部局との間には、DXへの理解度（深度）や前提知識に大きな隔たりがあるのではないかと感じた。いかに全庁的にDXの意義を浸透させてビジョンを共有できるか、将来のSociety5.0の実現に向け、DXを目指すデジタル化推進事業の執行に際しては、その点が重要になると思われる。県の展開するデジタル化推進事業について、例え、年度ご

と（段階的）には情報や業務のデジタル化の整備に止まるとしても、最終的には社会全体の変容をもたらすDXに繋がらなければならない。つまり、組織が一丸となって主体性を持ち、デジタル改革基本方針を理解し、実現可能で具体的な施策を各事業に反映することが必要であり、それを踏まえて、広く県民目線に立ち、真に効果的かつ効率的なデジタル化推進事業について、改善を重ねてより良い事業展開となるように不断の見直しが望まれる。

以下、監査人が特に重要と判断した指摘事項及び意見を踏まえて、その概要を取り纏めるが、詳細は、別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照されたい。

## （２）指摘事項及び意見の要約

### Ⅰ. 検証プロセスの可視化について

本年度は、デジタル政策という新たな取り組みも影響したのか、監査対象の各部局等に概ね共通する事項として、まずは、財務事務手続きの経緯（どのような検証がなされ、その結果どう判断したのかという経緯）が不明瞭であり、客観的な説明可能性を十分に担保していないという基本的だが重要な問題点が挙げられる。

委託契約では、例えば、再委託の承認について、県が禁止する一括再委託に抵触しないか（当初委託契約の合理性に問題はなかったのか）、また、当初委託契約を単独随意契約で業者選定した一方で、再委託することの合理性（矛盾しないか）に関して、妥当性を具体的に検証した形跡を確認し得なかった（後述Ⅲ. を参照）。さらに、No. 1－7では、外郭団体である（一財）山口県デジタル技術振興財団（以下、「財団」という）と本県のCIO補佐官（県の非常勤特別職）に就任している民間の第三者が代表を務める一般社団法人との委託契約（プロポーザル審査）について、委託業者選定手続きの過程で、ともすれば特別な配慮があったと見られかねない外観（県のCIO補佐官という立場が財団内部での委託業者選定過程に影響を及ぼしたのではないかと外観）が認識されたが、委託業者の選定過程が公正であることが客観的かつ合理的に説明可能となるよう文書等で残されるべきであった。加えて、No. 3の事業では、単年度主義の特例として容認される複数年契約（長期継続契約）の締結について、本県の条例や通知に則して、十分な検証過程を確認できなかった（支出負担行為も複数年分を一括支出となった）。その他、補助金でも、非公募制の補助金について、公募制を採用しなかった理由や非公募の妥当性等を具体的に検証した形跡が見られず、公益性や公平性が重視されるべき補助事業における補助金交付先選定の透明性確保が不十分な事業があった（No. 11、14－1）。

これらに関して、「適切に承認した」、「説明は可能」という趣旨の回答を得た部局もあったが、一括再委託に該当しないことや再委託の合理性、委託業者（補助金交付先）選定過程等で、何が問題（リスク）となるか、それをどのように協議し、最終的に判断したか等を具体的に記した、裏付けとなる文書記録（職務上の公文書）等が残されていない、ま

たは、不十分と判断せざるを得ない状況であった。適切である旨の主張については、それが客観的にならない限りは、妥当性を対外的に立証することは困難であり、事後的な口頭説明で足りるものではない。一括再委託に当たるか否かの判断にしても、委託業者や補助金交付先の選定過程にしても、公正性や公平性について、外部（県民）の目は、県が考える以上に非常に厳しいものがあることを改めて認識するべきである。令和2年度から本県でも内部統制制度が導入されているが、業務の効率的かつ効果的な遂行のために、十分なリスク認識（不備があった場合に惹起される事象の抽出）を行い、現状の財務事務手続きの更なる透明化を追求することで、対外的な説明可能性を担保するべく、起案から最終承認に至る手続き上の検証プロセスをより明瞭に可視化するべきである。

## II. デジタル改革の進行管理（新たな行政手法の周知）について

県は、令和3年3月に「やまぐちデジタル改革基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定した。この基本方針の中で、進行管理について、「取組の進行管理については、『山口県デジタル推進本部』での審議等を踏まえながら、維新プラン及び第2期総合戦略と一体的に行う」と示している。そこで、山口県デジタル推進本部会議の資料を閲覧したところ、いわゆる活動内容（実施内容）の報告が中心であり、必ずしも十分な進行管理とは言えないとの問題意識を持つに至った。

一般に、進行管理の意義は、設定した目標に効果的に到達するために、当初計画したスケジュールに対する実際の進捗状況を把握し、また、計画の見直し等の要否を明らかにすることにある。しかしながら、少なくとも県が公表している会議要旨からは、これらの状況は読み取れず、目標地点に対する現在地点の在り方が適正なのか否か不明瞭である。即ち、県民目線では、「いつ・どのような」メリットを享受し得るか予測可能性を困難としており、効果的かつ効率的な予算の使用状況を判別することが難しい。この点、県では「変動が激しく、将来の予測が困難な環境である、いわゆる『VUCAの時代』において、目標を設定し、計画を立てて中長期的に取り組むような従来の行政手法では立ち行かないため、ビジョンを共有し、関係者がそこを目指して共に挑戦する考え方に基づいて取組を進めている」とのことであり、「県のCIO補佐官からも、アジャイルな進め方の助言を得ている」とのことであった。もちろん、当該専門的見地からのデジタル行政手法を否定するものではないが、住民サービス向上に向けて、最小の経費で最大の効果を得る（地方自治法第2条第14項参照）という考え方は変わらないはずであり、具体的な計画や目標値等が定まらない、または敢えて定めない手法を採る中で、公金の使い方として、有効性や経済性への配慮が見え難い。すなわち、従来の行政手法から大きく変わるのであれば、尚更この新たな手法やその必要性を県民に周知し、理解を得る必要もある。

したがって、従来の進行管理とは概念を異にするものの、効果的かつ効率的なデジタル改革における県民への説明責任が一層果たされ、県民側の理解も深まり、DX推進の意義が共有されることを期待する。



### Ⅲ. 再委託について

#### (i) 再委託の承認審査について

本年度の監査対象事業における委託契約では、再委託の有無及び、該当が有る場合の再委託契約の承認審査の実施状況を確認した。その結果、本庁（出先機関含む）における承認審査で再委託金額の把握漏れ（No. 25）や、土木建築部（No. 22、24）においては、そもそも、承認願（審査書類）に再委託金額を記載する様式になっていない等の不備が見受けられた（財団については後述Ⅳ.（ii）参照）。ここで、再委託承認の趣旨は、一般的に責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。即ち、確実な業務履行はもとより、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であること、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されなければならない。

以上より、再委託の承認審査は、再委託（予定）金額が漏れなく把握されるよう早急に改善すべきである（土木建築部では令和4年10月1日以降の承認願からは再委託金額を記載する様式へ改訂された）。なお、当然ながら、形式的に再委託金額を記載すれば足りるものではなく、その記載目的の実質を理解した上で、当該再委託が一括再委託等に当たらない旨の具体的な検証が判断過程とともに示されるべき点を申し添える。

#### (ii) 再委託金額が当初委託金額の50%超となる契約について

委託契約のうち、再委託に付し、かつ、再委託金額が当初委託金額に対して50%を超える（再委託割合が50%超となる）ものを下表に一覧として抽出した。なお、所管課で再委託金額ですら明確に把握できていなかった事業（No. 25）については、下表の中で金額や割合を記載していないが、別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」の該当頁に記載したとおり、監査人が試算した限りにおいて、業務内容から判断すると再委託割合は90%を超えるものと推察される。

本県の委託契約において、業務の一部を再委託に付すこと自体は適切な承認を前提に認められている一方で、一括再委託（いわゆる丸投げ）については禁止されている。なお、一部とは言え、仕様書等に鑑みて業務の主要な部分を再委託する場合も一括再委託に準じて取り扱われるべきと考える。ここで、下表の再委託について、必ずしも金額基準のみによって一括再委託や業務の主要な部分が再委託に付されていると判断するものではないが、一般的に、合理的経済人が行う取引において、量的・質的両面から業務内容の対価が貨幣的価値に反映される点を踏まえると、金額基準での再委託割合が高ければ高いほど、外観上は一括再委託や業務の主要な部分が再委託されたのではないかとの疑念が生じやすい。その上で、再委託割合が50%を超えるという、ともすれば一括再委託や主要

な業務の再委託と見られかねない状況下において、当該再委託が丸投げ等に該当しないとする説明責任を県が十分に果たしているか否かに着目した場合、監査を通じて得た再委託の承認審査書類等からは否定せざるを得ない。即ち、具体的かつ客観的な情報等から十分な審査内容（審査過程）を確認するに至らなかった。

したがって、下表に限らず再委託の妥当性（再委託承認申請の審査過程で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非）を慎重に検証し、そもそも当初委託契約における経済性の観点からも、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示されるべきである。

（単位：千円（税込））

No.	業務委託契約	当初委託金額	再委託金額	再委託割合
4	県・市町共同利用型RPA導入支援業務	18,260	12,980	71.0%
10	令和3年度つながるやまぐちSNS相談業務	11,937	6,380	53.4%
13	「Evo. マスター」のクラウドシステム開発業務	2,651	2,200	82.9%
18	令和3年度スマート林業技術の現場実装・技術定着支援業務	7,843	4,400	56.1%
25	AIによる導水路点検・診断システム構築業務	8,998	(注1)	(注1)

(注1) No. 25 については、上述のとおり、明確な再委託金額を所管課で把握しておらず、監査人の推定に止まり、ミスリード防止のため表中の明記は控える。

### (iii) 単独随意契約を起点とする再委託契約について

監査対象事業において、当初委託契約を単独随意契約とした一方で、再委託に付された契約があった (No. 13、18)。これら単独随意契約の業者選定は、委託先事業者以外に適した者がいないとして、唯一の相手である旨を理由とするものであった (No. 1-7も同様だが、これは後述 (IV. (i)) のようにグループ企業間の分業が前提であり、性質が異なるため本項目では記載対象としない)。しかしながら、唯一の相手であるとしながらも、実際には当該委託先から再委託に付されており、このような契約関係は業者選定理由と外観上は矛盾するものとなっている。そもそも、単独随意契約の締結を前提に、再委託を容認することがどこまで適切と言えるか否か疑問が残るところでもある。

したがって、少なくとも、唯一の契約相手と認めて委託契約を締結した者以外の第三者が契約関係に登場するに際しては、慣例的な判断を排除し、当初委託契約の業者選定過程に本当に問題点等はなかったのか、また、再委託の合理性についても明確に説明され、具体的かつ客観的な検証結果の記録がなければならない。

#### IV. (一財) 山口県デジタル技術振興財団の事務手続きについて

D X達成のためには、アジャイルな手法が採られ、計画の見直しや検証を繰り返し、漸次的に進めることが重要とされている点は上述のとおりである。一方で、公金の支出には、そのための事務手続きに明確な根拠を伴わなければならないことも事実であり、実証実験という名のもとに、公金の支出が図らずも無駄なものに終わる事態は避けなければならない。実証実験によって得られた、成功や失敗のいずれの結果も県のノウハウとして活用することは重要な意味を持つが、このような新たなデジタル行政手法であっても、明確な根拠の上に成り立つ手法であり、事務手続きにおいて依拠すべき規定等の整備運用、公金の支出における経済性及び効率性の追求も同様に重要である。

##### (i) 事務手続きの根拠規定等の明確化について

シビックテック推進事業 (No. 1 - 6) において、プロジェクトの開発支援金を委託料として支出している一方で、委託契約書や仕様書が存在しておらず、根拠となるものとしては協定書のみであった。また、当該協定書第5条第1項では、名目として開発支援金と謳っている。さらに、同条第3項において、協働開発終了後は実際に開発支援金を使用した明細や明細根拠を求め、500千円を下回る場合には差額の返還を要する旨も規定している。加えて、成果物の帰属 (第7条) について、協働企業や自治体に単独あるいは共有で帰属すると定められており、財団への帰属は見受けられず、プログラムの使用許諾 (第8条) においても、財団による使用は同条に規定されていない。また、当初の見積書では、開発支援金は消費税の対象外項目とされている。これらの状況に鑑みると、ともすれば当該開発支援金は、協働開発経費の一部を補助する、いわゆる、補助金や助成金、負担金 (以下、「補助金等」という) であるとも見られかねない。仮に、補助金等であるならば、当該支援金を委託料として支出した財団の事務手続きの根拠が相違する。この点、同様の事業に取り組む他の複数の自治体でも、委託契約や補助金等など取扱いが区々となっており、財団としては「参考としたA市に倣い、委託契約とした」とのことだが、財団の対応を前提にすると、本県規定の委託契約に係る一連の事務手続きとは異なる現状にある。また、今後も同様の実務運用が起こり得る点に鑑みると、県の外郭団体に位置付けられる財団において、契約事務手続きの根拠を整理し、明確にしておくべきである。

次に、データドリブン推進事業 (No. 1 - 7) において、委託業者と再委託業者がグループ企業間のある契約形態が見られた。当該形態自体が問題という訳ではないが、グループ企業間の分業を前提として、再委託が当然に認められる訳でもない。あくまでも、委託業者による再委託先の適切な管理監督 (指揮命令系統の確立) が必要である点は、適切な再委託の判断に際して変わるものではない。一方で、昨今ではグループ企業間での分業 (事業再編) が進み、営業や役務提供を明確に分離しているケース等が見受けられる経済実態が増えている点にも注目しなければならない。そこで、これらを踏まえ、委託業者の適切な指揮監督及び検査等を前提に、グループ企業間の分業における再委託は一括再委託に当たらないとして例示したガイドラインを策定している自治体もあり、財団でも

当該形態に応じた再委託の可否判定を行い得る事務取扱要領等の策定の検討が必要と思われる。なお、本件は財団に限らず、県においても同様である。

### (ii) 再委託の承認審査について

財団が執行する委託契約において、再委託に付した契約が多く見受けられた。当該再委託では、再委託承認願に「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」及び「再委託をする理由」は記載されているものの、再委託金額の情報はなく、その状況下で競争入札等審査会に諮問されていた。これに関しては、先述のとおり(Ⅲ.(i)参照)、再委託(予定)金額は再委託の妥当性を判断する際に必要不可欠な要素であり、承認審査時点で確実に把握するよう改善されなければならない。

なお、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求しており(平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について(通知)」参照)、外郭団体である財団も同様の措置を図るべきである。

### (3) おわりに

以上が、本年度の包括外部監査において、監査人がとりわけ重要と考えた指摘事項及び意見の要約である。デジタル化の推進という先進的な取り組みに対して、従来手法に固執することなく、積極的に新たな手法を採り入れることは、変化の激しい時代にあって柔軟かつ必要な対応であると思われる。一方で、このような時代の過渡期にあっては、行政の事務手続きはより一層の透明性(客観性)を有し、県民への十分な情報提供や説明責任が果たされなければならない。また、それは仮にも外部から疑問や疑念が投げかけられた場合に、これらを払拭するための説明ではなく、内部統制におけるリスクコントロールの一環として、常日頃から主体性を持った積極的な説明開示でなければならない。そのような意味で、上述した指摘事項及び意見の要約についても、「可視化」、「客観的」、「説明責任」、「検証(結果)の記録」といった言葉を各項目において強調的に使用した。

本年度の包括外部監査を通じて、県の財務事務の執行状況は、総じて適正であるとの心証は得られた。しかしながら、これは問題点がないことを示したわけではなく、上述した要約事項を含め、早急な措置を要する問題点や中長期的視点で検討を要する問題点等、識別した問題点は少なくない(上記「3. 指摘事項及び意見の項目一覧」参照)。いずれの指摘事項及び意見も、監査人として報告対象とすべき事項と判断したものを抽出して記載しており、今後の措置を経て、本県の財務事務がこれまで以上に県民の信頼に応えるものとなることを期待してやまない。

最後に、全庁的に業務ご多忙の折、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に心より感謝を申し上げます。

以上